

一般社団法人 日本セパタクロール協会
強化指定選手・U カテゴリー強化指定選考に関する規程

1 目的

本規程は、強化指定選手および U (アンダー) カテゴリー強化指定選手 (男子・女子) の選考に関し定めることを目的とする。

2 強化指定選手・U カテゴリー強化指定選手の活動対象期間及び選考の時期

- (1) 強化指定選手・U カテゴリー強化指定選手としての活動対象期間は、原則として次のとおりとする。

前期：毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間

後期：毎年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間

- (2) 強化指定選手・U カテゴリー強化指定選手の選考は、原則として毎年 2 回、次の時期に行う。但し、第 5 項に基づき追加選考を実施する場合もある。

前期：前年の全日本セパタクロール選手権後 (前年の 12 月中)

後期：当年の全日本セパタクロールオープン選手権後 (当年の 6 月中)

3 選考の手続き

- (1) 強化指定選手及び U カテゴリー強化指定選手の選考は、強化・育成委員会の強化部が行うものとする。
- (2) 強化・育成委員会の強化部は、強化指定選手及び U カテゴリー強化指定選手の選考にあたって選考会議を開催し、第 4 項に示す選考基準に従って選考を実施する。
- (3) 強化・育成委員会の強化部の委員のうち、強化指定選手の選考候補者に該当する者は、選考手続きに加わることはできない。ただし、自身が対象に含まれない U カテゴリー強化指定選手の選考についてはこの限りではない。
- (4) 強化・育成委員会の強化部は、上記 (2) の選考結果を理事会に報告するものとする。
- (5) 強化指定選手及び U カテゴリー強化指定選手の選考結果は、原則として一般社団法人日本セパタクロール協会 (以下、「当協会」という。) のホームページ (<https://jstaf.jp/>) に公開するものとする。

4 選考の候補者及び基準

(1) 選考候補者

選考候補者は、選考実施日現在、次の①と②をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に一般会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 強化指定選手または U カテゴリー強化指定選手として選考される意思を有する者

(2) 強化指定選手および U カテゴリー強化指定選手のランク

強化指定選手および U カテゴリー強化指定選手のランクを以下に定める。

- ① 強化指定選手 A：国際大会で金メダル獲得を望める選手
- ② 強化指定選手 B：国際大会で決勝戦を望める選手
- ③ 強化指定選手 C：国際大会でメダル獲得を望める選手
- ④ 強化指定選手 D：国際大会で戦える選手
- ⑤ 強化指定選手 E：国際大会で今後戦えると期待される選手
- ⑥ U23 強化指定選手：選出年の1月1日に23歳以下の選手で、将来強化指定選手としての活躍が望める選手
- ⑦ U21 強化指定選手：選出年の1月1日に21歳以下の選手で、将来強化指定選手としての活躍が望める選手
- ⑧ U18 強化指定選手：選出年の1月1日に18歳以下の選手で、将来強化指定選手としての活躍が望める選手

(3) 強化指定選手およびUカテゴリー強化指定選手の選考基準

強化指定選手およびUカテゴリー強化指定選手の選考は、別紙に示す大会（ただし、★印を記した大会をより重視する）の成績およびパフォーマンス並びに協会が主催する強化合宿や合同練習におけるパフォーマンスを評価し決定するものとする。なお、パフォーマンスの評価においては、以下に掲げる要素を考慮する。

- ・競技能力
- ・精神面
- ・戦略や戦術性などをふまえたチームへの貢献度合い
- ・戦術や戦略の理解度

5 強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手の追加

強化・育成委員会は、第3項で定める選考時期に関わらず、対象期間中に強化指定選手またはUカテゴリー強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合には、第4項に定める基準に則り、強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手を追加選考することができる。

6 強化指定の解除

下記(1)～(4)に該当した場合、強化・育成委員会及び理事会の決議を経て、強化指定を解除する。ただし4については、理事会での決議は不要とする。

- (1) 強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- (2) 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- (3) 当協会の定める定款、行動規範、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- (4) 強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

7 その他

本規程に定める強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手の選考に関する決定について不服のある者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、スポーツ

仲裁を申し立てることができる。

8 改廃

本規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は、2026年3月28日より施行する。

≪別紙≫

〔2026年後期分〕

2026年

- ★第7回全日本セパタクロークワッド選手権大会 4月11日・12日
- 全日本学生セパタクロー団体対抗戦 2026 5月2日・3日
- ★第33回全日本セパタクローオープン選手権大会 5月5日・6日
- ★第29回全日本学生セパタクローオープン選手権大会 5月30日・31日

〔2027年前期分〕

2026年

- セパタクロー大阪オープン 2026 8月8日・9日
- 第7回広島県セパタクローオープン選手権大会 8月22日・23日
- ★第20回アジア競技大会
- 第34回全日本学生セパタクロー選手権大会・東日本エリア大会 9月26日・27日
- ★第13回全日本社会人セパタクロー選手権大会 10月17日・18日
- ★第34回全日本学生セパタクロー選手権大会 ※日程調整中
- 第11回セパタクロービギナーズカップ 11月22日・23日
- セパタクロー東北オープン大会 11月15日
- ★平野杯 第37回全日本セパタクロー選手権大会 12月26日・27日

〔2027年後期分〕

2027年

- ★第12回全日本セパタクロー団体対抗戦 1月30日・31日
- ★JOC ジュニアオリンピックカップ 2月20日・21日
- 第30回北海道セパタクローオープン選手権大会 3月6日・7日